

岡山県公報		発行 岡山県		
目次	担当課（室）			
【告示】 ○ 救急病院の指定 ○ 道路の区域変更 ○ 道路の供用開始 ○ 車両制限令第三条第一項第三号に定める道路及び同令第十条第一項に定める通行方法の指定	医療推進課 道路整備課 〃 〃	目次	（以上県例規集登載）	担当課（室）
【公告】 ○ 未利用県有地売却の実施 ○ 大規模小売店舗の新設に関する届出の縦覧	財産活用課 経営支援課			
○ 建設業の営業の停止命令	監理課			
○ 〃	〃			
○ 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧	都市計画課			
○ 〃	〃			
○ 二級建築士の免許の取消し	建築指導課			
○ 落札者等の決定	用度課			
【人事委員会】 ○ 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	人事委員会			
○ 管理職手当に関する規則の一部を改正す	〃			

平成31年3月12日 岡山県公報 第12075号

◎岡山県告示第九十九号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急病院である。

平成三十一年三月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

名 称 平病院

所在地 和气郡和气町尺所四三八

名 称 村上脳神経外科内科

所在地 笠岡市大井南二八一四

二 有効期限

平成三十四年三月二十六日

附 則

この告示は、平成三十一年三月二十七日から施行する。

◎岡山県告示第百号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線 名 三七四号
- 三 道路の区域

区 域	新旧別	幅員（メートル）	延長（メートル）
美作市巨勢字中曾根二四八九番一地先から 美作市巨勢字唄口二四六七番一地先まで	新	一六・五〇 五五・〇	一三三三・〇
美作市巨勢字中曾根二四八九番一地先から 美作市巨勢字唄口二四六七番一地先まで	旧	九・〇〇 一一・七	一一三三・〇

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線 名 三七四号
- 三 道路の区域

区 域	新旧別	幅員（メートル）	延長（メートル）

平成31年3月12日 岡山県公報 第12075号

美作市湯郷字林ノ尾六番二地先から 美作市入田字浜二二九番一〇地先まで	新	一五・一〇 七〇・六	二三七・五
美作市湯郷字林ノ尾六番二地先から 美作市入田字浜二二九番一〇地先まで	旧	一〇・一〇 三五・七	二三七・五

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 布 賀 油 木 線

二 道路の区域

[illegible]

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 備前柵原自転車道線

二 道路の区域

區					
或					
	新				
	旧				
	幅				
	員				
	延				
	長				

一 道路の種類 県道
二 路線名 上横野兼田線
三 道路の区域

和気郡和気町岩戸字新屋敷一七番一地先から 和気郡和気町岩戸字西畑八八一番一地先まで	別	(メートル)
新		〇・六〇 二〇・〇
		一五〇〇・〇

津山市川崎字兼田三番一地先から 津山市押入字三十三町田一一三六番八を経 て 津山市押入字野上一一八七番二地先を経 て 津山市河辺字五反田九一五番四地先を経 て 津山市川崎字溝ヌゲ一九四番二地先まで	新	別	新旧	幅員	延長
津山市川崎字兼田三番一地先から 津山市押入字三十三町田一一三六番八を経 て 津山市押入字野上一一八七番二地先を経 て 津山市河辺字五反田九一五番四地先を経 て 津山市川崎字溝ヌゲ一九四番二地先まで	新	別	新旧	幅員	延長
九・〇〇 六一・〇	九・〇〇 六一・〇	(メートル)	(メートル)		
二二八五・〇	二二八五・〇				

て 津山市川崎字溝ヌゲ一九四番二地先まで	津山市川崎字兼田三番一地先から 津山市川崎字地藏鼻七二番一地先まで
五・〇 〃 二三・一	
六五三・〇	

平成31年3月12日 岡山県公報 第12075号

◎岡山県告示第百一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県道			一般国道	道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
布賀油木線			三七三号			英田郡西栗倉村大字影石字与右エ門田四一九番一地先から 英田郡西栗倉村大字影石字牛久四二〇番二地先まで	平成三十一年三月十二日
備前柵原自転車道線						和気郡和気町岩戸字新屋敷一七番一地先から 和気郡和気町岩戸字西畑八八一番一地先まで	
上横野兼田線						津山市川崎字兼田三番一地先から 津山市押入字三十三町田一一三六番八を経て 津山市押入字野上一一八七番二地先を経て 津山市河辺字五反田九一五番四地先を経て 津山市川崎字溝ヌゲ一九四番二地先まで	平成三十一年三月二十一日（十五時）

◎岡山県告示第百二号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第十条第一項の規定により、当該道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成三十一年三月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定する道路の種類、路線名及び区間

道路の種類		路線名	区間
県道	藤戸連島線	倉敷市連島町連島字江長堤外三七番一四地先から 倉敷市連島町連島字江長堤外三七番五二地先まで	
	水島港唐船線	倉敷市亀島一丁目一四九九番三地先から 倉敷市水島川崎通一丁目一番四五八地先まで	

二 指定する日

平成三十一年四月一日

三 通行方法

一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

1 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入り出すためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

2 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇

・二三メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上（又は横寸法〇・一二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗料その他放射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

3 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

平成31年3月12日 岡山県公報 第12075号

〔九七〕次のとおり未利用県有地の売払いを実施する。

平成三十一年三月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 物件の概要

所 在	土地 岡山市東区瀬戸町光明谷字前横田二三九番一外	建物 岡山市東区瀬戸町光明谷字前横田二三九番地一			土地 倉敷市児島稗田町字濁池三〇三二番九外	建物 倉敷市児島稗田町字濁池三〇三二番九外
地目又は構造	宅地	鉄筋コンクリート造二階建	鉄骨造平家建	コンクリートブロック造平家建	宅地	鉄筋コンクリート造二階建
面積（平方メートル）	九八一・一三	五二四・四二	八・五一	八・五五	八七二・二七	二四八・〇四
予定価格（最低売払価格）	二四、七三一、〇〇〇円		五、八六〇、〇〇〇円			
受付期限	平成三十一年七月三十一日（水）		平成三十一年七月三十一日（水）			

平成31年3月12日 岡山県公報 第12075号

田町字辻三〇 三五番地一外			土地 瀬戸内市邑久 町本庄字西ノ 谷二三八〇番 四外			建物 瀬戸内市邑久 町本庄字西ノ 谷二三八〇番 地四		
鉄筋コンクリ ート造二階建	コンクリート ブロック造平 家建	コンクリート ブロック造平 家建	宅地	コンクリート ブロック造平 家建	コンクリート ブロック造平 家建	コンクリート ブロック造平 家建	コンクリート ブロック造平 家建	コンクリート ブロック造平 家建
二四八・〇四	三七・五〇	七・七八	二六二・四六			七八・一八	六・六八	四・三〇
			三、七七二、八 〇〇円					
			平成三十一年 七月三十一日 (水)					

二 申込みの資格
日本国内に住所、事務所又は事業所を有する個人又は法人であること。ただし、次

に掲げる者を除く。

- 1 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の三第一項に規定する者
- 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項に規定する者
- 3 知事が地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当すると認めた者であつて、その認めた時から三年を経過しないもの
- 4 申込者又はその役員が岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第一号に規定する暴力団又は同条第三号に規定する暴力団員等（以下「暴力団等」という。）である者
- 5 申込者又はその役員が暴力団等の統制下にある者
- 6 申込者又はその役員が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 7 申込者又はその役員が岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領別表一に掲げる措置事由に該当すると認められる者
- 8 その他知事が不相当と認める者

三 用途制限

売払い物件については、売買契約書に、次に掲げる用途に使用することを制限するとともに、これらの用途に使用するおそれのある第三者へ転売し、又は貸し付けることを禁止する旨の条件を付す。

- 1 岡山県暴力団排除条例第二条第四号に規定する暴力団事務所その他これに類する施設の用に供すること。
- 2 契約の締結の日から五年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業、同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供すること。

四 申込方法及び留意事項

- 1 県有財産買受申出書に必要事項を記入の上、2の印鑑登録証明書又は印鑑証明書に係る印鑑を押印し、一の受付期限までに岡山県総務部財産活用課に提出すること。

2 添付書類

次により発行日から三月以内の証明書を添付すること。

- (1) 個人の場合

印鑑登録証明書 一通

住民票の写し 一通

誓約書 一通

(2) 法人の場合

現在事項全部証明書 一通

印鑑証明書 一通

役員名簿 一通

誓約書 一通

3 原則として、先着順の売払いとなること。ただし、同日に複数の申込みがある場合は、抽選により申込順位を決定する。

4 電話、ファクシミリ又は電子メールでの申込みはできないこと。

5 現状での引渡しになるので、必ず物件の下見と現状の確認を行った上で申し込むこと。

五 申込資格の確認

1 申込資格を審査し、申込資格があると認めた者に対しては、県有財産買受申出受付確認書により、県有財産買受申出書の提出日から起算して十五日以内に通知する。

2 申込資格を審査し、申込資格がないと認めた者に対しては、県有財産買受申出不適合通知書により、県有財産買受申出書の提出日から起算して十五日以内に通知する。

3 申込資格の審査中に他の者からの申込みがあった場合は、申込順位が次順位以降の者に対して、速やかに当該申込順位等を記載した連絡票により通知し、申込順位が先順位の者が契約を締結した場合は、申込順位が次順位以降の者に対して、県有財産買受申出不受理通知書により通知する。

4 申込順位が先順位の者が申込資格がないと認められた場合又は県有財産買受申出受付確認書に記載された日までに契約を締結しなかった場合は、申込順位が次順位の者について申込資格を審査し、審査を開始した日から起算して十五日以内に県有財産買受申出受付確認書又は県有財産買受申出不適合通知書により通知する。

六 契約の締結

県有財産買受申出受付確認書を受理した者は、同確認書に記載された日までに契約を締結すること。なお、契約の締結の際、契約金額の十パーセント以上に相当する額

の契約保証金を納付すること。また、同確認書を受理した者が、契約を締結しない場合は、申込順位が次順位の者の申込資格を審査し、申込資格があると認めた場合は、その者と契約を締結する。

七 売買代金の納入

売買代金（契約金額から六の契約保証金の額を差し引いた金額をいう。以下同じ。）は、原則として契約の締結の日の翌日から起算して二十日以内に納入すること。なお、納入期限までに売買代金が完納されないときは契約を解除し、六の契約保証金は、県に帰属させる。

八 問い合わせ先

〒700-1857 岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県総務部財産活用課（電話〇八六一二二六―七二三五）

平成31年3月12日 岡山県公報 第12075号

〔九八〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十一年三月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 日本一のだがし売場

所在地 瀬戸内市長船町東須恵一三七三番地の五ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社大町

住所 瀬戸内市長船町東須恵一三七三番地の五

代表者の氏名 代表取締役 秋山 秀行

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称 株式会社大町

住所 瀬戸内市長船町東須恵一三七三番地の五

代表者の氏名 代表取締役 秋山 秀行

(2) 氏名 北谷 定義

住所 瀬戸内市長船町西須恵五九九番地の二

(3) 名称 株式会社ハートコープおかやま

住所 瀬戸内市牛窓町長浜三二〇八番地の一

代表者の氏名 代表取締役 長房 照勝

(4) 名称 有限会社延原手延素麺製造所

住所 瀬戸内市長船町土師六六八番地の三

代表者の氏名 代表取締役 延原 茂

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十一年十月二十八日

平成31年3月12日 岡山県公報 第12075号

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二千四百七十九平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 百四十六台

(2) 駐車場の収容台数 十台

(3) 荷さばき施設の面積 六十平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 十二立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前九時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後五時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後五時三十分まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 一箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前九時から午後四時まで

二 届出年月日

平成三十一年二月二十八日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十一年三月十二日から同年七月十二日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び瀬戸内市産業建設部商工観光課

平成31年3月12日 岡山県公報 第12075号

〔九九〕建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業の営業の停止を命じた。

平成三十一年三月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 処分をした日

平成三十一年三月十二日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号

商号 株式会社岡西建設

所在地 岡山市南区中畦二九三一

代表者の氏名 木原慎太郎

許可番号 岡山県知事許可（特―二八、般―二九）第一三八八二号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止の命令

1 停止を命ずる営業の範囲

土木工事業に係る営業のうち、公共工事に係るもの

（注一）「土木工事業に係る営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。

（注二）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

2 期間

平成三十一年三月二十六日から同年四月一日までの七日間

四 処分の原因となった事実

株式会社岡西建設は、岡山市発注の市道藤田浦安南町線文化橋下部築造工事（二八―一）の工事施工において、同市に提出した施工体制台帳及び施工体系図に虚偽の記載を行った。

このことは、建設業法第二十八条第一項第二号に該当すると認められる。

平成31年3月12日 岡山県公報 第12075号

〔一〇〇〕建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業の営業の停止を命じた。

平成三十一年三月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 処分をした日

平成三十一年三月十二日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号

商号 福池工業株式会社

所在地 瀬戸内市長船町飯井八三九―一

代表者の氏名 福池 幹夫

許可番号 岡山県知事許可（特―二七）第九四六三号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止の命令

1 停止を命ずる営業の範囲

とび・土工事業に係る営業のうち、公共工事に係るもの

（注一）「とび・土工事業に係る営業」とは、注文者からとび・土工・コンクリート工事を請け負う営業をいう。

（注二）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

2 期間

平成三十一年三月二十六日から同年四月二十四日までの三十日間

四 処分の原因となった事実

福池工業株式会社は、平成二十九年七月三十一日を審査基準日とする経営事項審査において、完成工事高を水増し計上することにより得た経営事項審査結果通知書をもって、岡山県に対し平成三十年度・平成三十一年度建設工事入札参加資格審査

平成31年3月12日 岡山県公報 第12075号

の申請を行った。

このことは、建設業法第二十八条第一項第二号に該当すると認められる。

平成31年3月12日 岡山県公報 第12075号

〔一〇一〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により総社市から岡山県南広域都市計画公園についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十一年三月十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画公園

二 都市計画の変更新月日

平成三十一年三月一日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、総社市建設部都市計画課において縦覧に供する。

平成31年3月12日 岡山県公報 第12075号

〔一〇二〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により総社市から岡山県南広域都市計画地区計画についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十一年三月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画地区計画

二 都市計画の変更年月日

平成三十一年三月一日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、総社市建設部都市計画課において縦覧に供する。

〔一〇三〕 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、二級建築士の免許の取消しを行った。

平成三十一年三月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 免許の取消しをした年月日

平成三十一年三月四日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

久保田幸信 二級建築士 第四〇八七号

三 免許の取消しの理由

相続人から、当該二級建築士が死亡した旨の届出があったため

平成31年3月12日 岡山県公報 第12075号

〔二〇四〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成三十一年三月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

高速液体クロマトグラフ質量分析計 一式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

平成三十一年一月十五日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社カワニシ岡山支店

岡山市北区今一丁目四番三十一号

五 落札金額

三七、五八四、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額二、七八四、〇〇〇円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札公告日

平成三十年十二月四日

◎岡山県人事委員会規則第四号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月十二日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一口の表警察の項中

対策官

を

「	対策官	」
	聴聞官	
	室長	

に、「聴聞官」を「困難な業務を行う聴聞官」

に、「室長」を「困難な業務を行う室長」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年三月十四日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第五号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月十二日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和二十九年岡山県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一警察の項中「聴聞官」を「聴聞官（公安職給料表の七級の職に限る。）」に、「室長」を「室長（行政職給料表の六級及び公安職給料表の七級の職に限る。）」に、

「

副校長 理事官	六種
------------	----

」を

「

副校長	五種
理事官	六種

」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年三月十四日から施行する。